

別表第1（第18条関係）

区分	単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル1月につき	500円
	1平方メートル1日につき	60円
業としての写真撮影	写真機1台1日につき	100円
業としての映画撮影	1日につき	市長が別に定める。
興行	1平方メートル1日につき	60円
第3条第1項第4号に掲げる行為	1平方メートル1月につき	150円
	1平方メートル1日につき	15円
第3条第1項第5号に掲げる行為	1艇1月につき	200円
第3条第1項第6号に掲げる行為	1台1月につき大型	1,000円
	小型	200円

別表第2（第18条関係）

区分	単位	金額
公園施設を設置する場合	1平方メートル1月につき	市長が別に定める。
公園施設を管理する場合	1箇所1月につき	〃

別表第3（第18条関係）

占用物件		単位	金額	
法第6条第1項又は第3項の許可	法第7条第1号に掲げる工	電柱	1本1月につき	100円
	作物の設置	送電塔	1平方メートル1月につき	40円
		電線	10メートル1月につき	15円
	法第7条第2号に掲げる物件の設置	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1メートル1月につき	5円
	法第7条第3号に掲げる施設の設置	通路、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートル1月につき	市長が別に定める。
	法第7条第4号に掲げる工作物の設置	公衆電話所、郵便差出箱	1平方メートル1月につき	市長が別に定める。
	法第7条第5号から第7号までに掲げる物件又は施設の設置	競技会、集会、展示会、博覧会又はこれに類する催しのための仮設工作物	1平方メートル1月につき 1平方メートル1日につき	100円 10円
		標識	1箇所1月につき	市長が別に定める。
		その他の物件、工作物又は施設	1平方メートル1月につき	市長が別に定める。

別表第4（第12条、第18条、第23条関係）

有料公園施設		使用料			
公園名	施設名	単位	金額		備考
			入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合	
つくも水郷公園	野外ステージ	昼間 自午前9時 至午後5時	500円	1,000円	4時間以内の場合は定額使用料の5割とする。
		夜間 自午後5時 至午後9時	200円	700円	
		全日 自午前9時 至午後9時	700円	2,000円	
	運動広場夜間照明施設	全点灯（30分）	1,000円	2,000円	30分間未満の端数時間は、30分間とする。
		減点灯（30分）	350円	700円	
あすなろ公園	電源施設（コンセント）	1 kwh当たり		20円	1 kwh未満の端数は1 kwhとする。
丸武児童公園	電源施設（コンセント）	1 kwh当たり		20円	1 kwh未満の端数は1 kwhとする。